

睡眠時無呼吸症候群患者のCPAPをオンライン診療で管理する上での指針

2022年4月に医学会連合が公開した『オンライン診療による継続診療が可能な疾患／病態』には、症状が安定している「睡眠時無呼吸症候群」がオンライン診療の対象として挙げられている。2022年度の診療報酬改定、オンライン診療指針の改定はオンライン診療の制限（初診制限、疾患制限など）を緩和する方向で進められ、多くの医療機関がオンライン診療を行うための準備を整えてきた。実際にCOVID-19流行期には、対面診療の代替としてオンライン診療（あるいは電話診療）を用いて経鼻的持続陽圧呼吸療法（Continuous positive airway pressure：以降、CPAP）を継続した患者は少なくない。今後も情報通信機器を用いた疾病管理の一つとして、睡眠時無呼吸症候群患者のCPAPをオンライン診療で管理するという選択肢は広く利用され得ると期待できるため、当学会としてここに睡眠時無呼吸症候群患者のCPAPをオンライン診療で管理する上での指針を示す。

情報通信機器を用いた疾病管理の有効性・安全性を担保するために、また前述の「症状が安定している」という記載を踏まえて、当学会としては閉塞性睡眠時無呼吸症候群に対するCPAPをオンライン診療で実施する場合には以下の条件の下で行うべきであると考えます。

- ・睡眠時無呼吸症候群の診断が確実であること
- ・CPAPを開始したことにより睡眠時無呼吸症候群の症状である眠気やイビキなどの症状が改善していること
- ・通常の対面診療で確認するCPAP管理に係るデータについて、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）においても確認すること
- ・睡眠時無呼吸症候群に合併する身体疾患管理の必要性に応じて対面診療を適切に組み合わせること

上記の診断、症状の改善およびCPAPの使用状況の確認できるまでは対面診療を実施すること、オンライン診療を開始した後にも何らかの疑念が生じる場合には、速やかに対面診療に切り替えることを、CPAPのオンライン診療を継続する際には遵守してもらいたい。

上記の条件を満たす場合については、CPAPの管理においてオンライン診療は対面診療を代替することが可能である。とくに勤労者世代に患者の多いCPAPの管理においては他の身体疾患と比べてもオンライン診療による利便性を享受できる患者は多い。本指針に沿って、適切なCPAPのオンライン診療を進めていただきたい。

令和5年12月吉日

一般社団法人日本遠隔医療学会
会長 近藤博史